

農地転用相談に係る不適切な事務処理について

農業委員会事務局津久井事務所において、農地転用の相談を受けた際、職員が過去の転用履歴の確認を怠り、誤った説明をしたことから、必要ではなかった是正工事を相談者に行わせてしまう事案がありましたのでお知らせします。

本件につきまして、関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概 要

農地の転用に当たっては、申請者が所有している農地全筆において違反性が認められないことが前提となります。

平成30年4月4日、農地転用の相談を受けた際、職員が、相談者の所有している土地のうち砂利敷であった緑区内の2筆について、農地性のある状態にする必要があることを説明し、相談者は是正のための工事を行いました。その後、当該2筆については過去に転用許可済であり、必要ではなかった是正工事を相談者に行わせてしまったことが同年8月30日に判明しました。

判明後、相談者に対しまして、お詫びするとともに、本件への対応について協議を進めております。

2 原 因

農地転用の相談を受けた際に、過去の転用履歴の確認を怠ったため、既に農地以外への転用を許可していた当該2筆について、農地性のある状態にする必要がある旨を相談者に説明してしまったことによるものです。

3 再発防止策

今後は、このようなことが起こらないよう、相談時に必要な項目を記載したチェックシートの見直しを図り、複数の職員での履歴確認を徹底するなど、再発防止に取り組んでまいります。

<お問合せ先>
農業委員会事務局津久井事務所
直通電話 042-780-1406
対応責任者 松島